

○鯖江・丹生消防組合職員の服務の宣誓に関する条例

昭和44年11月15日

条例第9号

令和2年8月から改正経過を注記

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定にもとづき、職員の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書を署名してからでなければその職務を行ってはならない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

3 任命権者は、天災地変その他緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。

(令2条例5・一部改正)

(権限委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

(令2条例5・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(令和2年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私は、日本国憲法および法律を尊重し、命令・条例・規則および規程を忠実に擁護し、
消防の目的および任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する
団体または組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当ること
を固く誓います。

年 月 日

氏名

